

<p>No.139 2016.10.26 (平成 28 年)</p> 	<p>あつぎ</p> <p>— 支部だより —</p> <p>ダイジェスト版</p> <p>あいかわ あつぎ あやせ えびな きよかわ ざま やまと</p>	<p>もくじ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1…全国労働衛生週間県央地区推進大会 2…署からのお知らせ 3…逍遙・健康だより ディスカバリーあつぎ 4…訪問探訪記 支部からのお知らせ
<p>発行：(公社)神奈川労務安全衛生協会厚木支部 編集：広報部会</p>	<p>E-mail : atsugi@roaneikyo.or.jp http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html</p>	<p>〒243-0014 厚木市旭町 2-2-26 TEL(046)228-6660</p>

「見えますか？ あなたのまわりの見えない危険 みんなで見つける 安全管理」 平成28年度 全国労働衛生週間県央地区推進大会

9月8日(木)海老名市文化会館小ホールにおいて、労働災害防止協会4団体共催、厚木労働基準監督署後援のもと、全国労働衛生週間県央地区推進大会が会員事業所から多数の参加を得て盛大に開催されました。

推進大会では、最初に建設業労働災害防止協会神奈川支部 厚木分会 山本分会長より開会の辞を頂き第一部の幕が開きました。

主催者を代表して、(公社)神奈川労務安全衛生協会厚木支部中山支部長からは「第1回全国労働衛生週間は昭和25年で、当時は上下水道の衛生面や電力供給等のインフラが未整備な時代背景からスタートし、時代は変わり、新たに心のバランスを崩すメンタル不調や気候変動による熱中症対策に変わってきました。本推進大会を契機に『心と体の健康維持・増進』に取り組み、健康な職場づくりに邁進していきましょう」と述べられました。

続いて厚木労働基準監督署 岡部署長より「最近の職場の労働衛生面を見ると、2つの問題があります。1つ目はメンタル不調に関することです。対策については『心の健康づくり計画』の策定とストレスチェックの実施をお願いします。2つ目は過重労働対策として残業を減らし、ひとりひとりが健康を考え、仕事と生活を充実させることが出来る社会を目指すことが大切です」と挨拶をされました。

続いて海老名市 内野 優市長より「職場環境を整え健康の輪を作って、明るい職場を目指していただきたい」と挨拶をいただきました。



続いて、県央地域産業保健センター 馬嶋センター長より「地域産業保健センターは50人未満の小規模事業

所を対象に産業保健事業を行っているので積極的な利用をお願い致します」と挨拶をいただきました。

続いて陸運労災防止協会神奈川県支部 厚木分会 大塚分会長から大会宣言が読み上げられ盛大な拍手で採択されました。

厚木労働基準監督署 綾部課長より実施要綱の説明をいただき第一部終了しました。

第二部特別講演では、(一社)日本労働衛生コンサルタント会 高橋 緑先生より演題『受動喫煙セミナー』の講演では職場の分煙は関係者全員の方が協力することで効果的に進めることが出来る」とお話しをいただきました。

続いて、キャリアコンサルタント 砂川 未夏先生から演題『がんと仕事』で砂川さんが自ら「がん」と宣告され治療、復帰の体験及び家族や会社、職場の仲間がどのように対応されたか分かり易くお話しされました。

厚木管内ハイヤータクシー安全協力会 渡辺 要会長より閉会の辞を頂き大会が無事終了しました。

(アツギ株式会社 池田 広 記)

記載の内容は、ダイジェスト版です。詳しくは支部ホームページまで

署からのお知らせ

最低賃金のお知らせ

厚木労働基準監督署

最低賃金の件名 **神奈川県最低賃金**

効力発生年月日 平成28年10月1日

時間額	930円
-----	------

- ※ **神奈川県内の事業場で雇用されるすべての労働者に適用されます。**
- ※ パートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。
- ※ **派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。**
- ※ 特定（産業別）最低賃金が適用される労働者でも、改定されるまでの間は上記の神奈川県最低賃金が適用されることとなります。

時間額以外の賃金から最低賃金との比較計算をする場合、下記の賃金を除外したものが対象となります。

- ※ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ※ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ※ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（残業手当など）
- ※ 所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金（休日出勤手当など）
- ※ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜手当など）
- ※ 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

月額賃金の場合、最低賃金を上回っているかの計算は下記の計算式によって確認してください。

$$\text{月額賃金} \times 12 \text{か月} \div \text{年間総所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

- 例 ※ 月給 205,000円（内訳 基本給：140,000円、精皆勤手当：10,000円、家族手当：30,000円、住宅手当：10,000円、通勤手当：15,000円）
- ※ 所定労働時間 毎日8時間
 - ※ 年間所定労働日数 250日

の場合

まず、月給 205,000円から最低賃金の対象とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当を除くと、月給額は150,000円（基本給：140,000円＋住宅手当：10,000円）となります。（注：住宅手当については一定の条件を除いて割増賃金の計算には算定しませんが、最低賃金の計算では算定します。）

年間総所定労働時間は

$$250 \text{日（年間所定労働日数）} \times 8 \text{時間（1日の所定労働時間）}$$

で算出しますので、2,000時間となります。

これを上記の計算式に当てはめると、

$$\text{月額賃金 } 150,000 \text{円} \times 12 \text{か月} \div 2,000 \text{時間} = 900 \text{円} < 930 \text{円}$$

となりますので、この場合は最低賃金を満たしていないこととなります。

記載の内容は、ダイジェスト版です。詳しくは支部ホームページまで



趣味で集めた模型用エンジン

三木プーリ株式会社 テクニカルセンター
田中 利昭

小学生の頃初めて接したユーコン（Uコン）に憧れて部品を少しずつ集めアドバイスを受けながらの組み立て、実際に操縦の難しさを経験した思い出。さらに模型用エンジンの魅力に取り込まれていく様子。また、エンジンの性能を引き出すための工夫などが記載されています。

筆者の思い出の1ページです。

続きはHPでどうぞ！！



健康だより

『タバコと歯周病』

日本飛行機株式会社 航空機整備事業部
看護師 林 奈奈子

ニコチンなどの有害物質が、がん・心臓病・肺気腫など多くの病気の原因になることはよく知られていますが、歯周病とも深い関係があるのです。

タバコの煙の入口となる口腔、特に歯肉を含めた歯周組織は、直接その影響を受けてしまうので歯周病にかかりやすく重症化しやすいことがわかっています。

【喫煙が口腔内に与える影響】と**【禁煙の効果】**を詳細に掲載しています。

お口が健康であることは、全身の健康にも大きくかかわっているのです。タバコを吸われている方は、この機会に禁煙してみてもいかがでしょうか。

続きは、HPで！！



厚木市荻野（オギノ）運動公園

トピー工業株式会社 綾瀬製造所
佐川 文夫

今回のディスカバリー厚木は、荻野運動公園の紹介です。所在地は厚木市中荻野1500。アクセスは小田急線本厚木駅からバスで約30分、駐車場も完備されています。この公園は約16ヘクタールの広さがあり、体育館、競技場、テニスコート及びプールのスポーツ施設と野草園、花原及び多目的広場のレクリエーション施設からなっており皆様の運動と憩いの場になっています。続きはHPでどうぞ！！

記載の内容は、ダイジェスト版です。詳しくは支部ホームページまで

平成28年度 訪問探訪記

大和プレス株式会社

田邊 淳一

今回の訪問探訪記は、厚木支部主催の講習会・労働衛生大会等で講師を依頼しているスポーツクラブブルネサンス相模大野」で実際にトレーニングをした体験とお勧めの災害防止プログラムの紹介です。

トレーニングマシンを使った体験では1) adidas GYM&RUN 2) 骨格リセットエクササイズ 3) TRXの3つの体験を紹介しています。

災害防止プログラムは◇転倒災害予防プログラム(60分)、◇脳と体のリフレッシュエクササイズ(60分)、◇カラダが喜ぶ骨格調整(60分)、その他にも各企業の課題や悩みの事例に基づいて、様々なプログラムが用意されているので、詳細をご覧になりたい場合は、<https://hcbiz.s-re.jp/btob/>へアクセス願います。

続きはHPどうぞ!!



支部からのお知らせ

12月・1月の行事・講習会予定

- 12月5・6日(月・火) 衛生管理者受験準備講習会
- 12月13日(火) 階層別KYT講習会 一般者コース
- 12月16日(金) 安全衛生推進者養成講習会
※1日で受講が可能です。時間がない方の申込をお待ちしています。
(講習時間9:15~20:50)
- 1月12日(木) 危険体感講習会
- 1月17日(火) 安全管理者選任時講習
- 1月26日(木) 衛生推進者養成講習会

記載の内容は、ダイジェスト版です。詳しくは支部ホームページまで